様式Ａ－１

申請等に対する処分一覧表

（令和８年（　2026 年）１月 29 日作成）

［所管：スポーツ振興課］

No..	法令名	根拠条項	処分名	基準	期間
1	豊中市体育施設条例 豊中市体育施設条例施行規則	4 5	使用承認	A	A
2	豊中市体育施設条例	１０	設備の承認及び原状回復	A	A
3	豊中市体育施設条例施行規則	１０	使用料の減免	A	A
4	豊中市体育施設条例施行規則	１８	利用料金の減免	A	A
5	豊中市体育施設条例 豊中市体育施設条例施行規則	8 １１	使用料の返還	A	A

様式Ｂ－１

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		使用承認
根拠法令及び条項		豊中市体育施設条例　第４条、豊中市体育施設条例施行規則　第５条
所管部課（室）係名		都市活力部　スポーツ振興課
審査基準	関係条項	（設置）同条例　第１条，（使用）第３条，（使用制限）第５条 （使用承認の申込み）同条例施行規則　第３条第１項、豊中市体育館等管理運営要綱　第４条、豊中市立屋外体育施設管理運営要綱　第４条、豊中市立ふれあい緑地球技場管理運営要綱　第４条、豊中市立グリーンスポーツセンターバーベキュー場管理運営要綱　第３条
	基　準	（同条例第３条） 体育施設は，スポーツ及びレクリエーションを行う者に限り使用することができる。ただし，市長が特に必要があると認める者については，この限りでない。 （同条例第４条） 体育施設を使用しようとする者は，市長の承認を受けなければならない。 ２　前項の場合において，市長は，公共団体等が主催する水泳競技に使用する場合その他特別の理由があると認める場合を除くほか，温水プール（二ノ切温水プール（会議室を除く。）及び豊島温水プールをいう。以下同じ。）を貸し切って使用することを承認してはならない。 ３　市長は，第１項の承認を与える場合において体育施設の管理上必要があると認めるときは，その使用について条件を付すことができる。 （同条例施行規則第５条） 施設の使用承認は，第３条第１項の使用承認申込書を受け付けた順序による。ただし，市長が特に必要と認めるときは，この限りでない。 ２　市長は，施設の使用を承認したときは，使用承認書を申込者に交付する。 ３　前項の規定にかかわらず，温水プール，豊島体育館，柴原体育館，庄内体育館，千里体育館，武道館ひびき及び高川スポーツルームの使用を承認したときは，第３条第１項の規定により使用承認申込書を提出する場合を除き，入場券を申込者に交付する。
	参考事項	

	設定等年月日	平成 9 年 10 月 1 日設定（平成 29 年 3 月 28 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間	総日数 14 日　（注：休日は含まない）
	内訳	経由期間　　日　（　　事務所） 処分期間　　日　（　　部　　課）
	設定等年月日	平成 27 年 4 月 1 日設定（平成 27 年 4 月 1 日最終変更）
備考		

様式Ｂ－１

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		設備の承認及び原状回復
根拠法令及び条項		豊中市体育施設条例　第１０条
所管部課（室）係名		都市活力部　スポーツ振興課
審査基準	関係条項	（使用承認の取消し等）同条例　第６条 （特別の設備又は装飾の承認の申込み）豊中市体育施設条例施行規則第６条第１項
	基　準	（同条例第１０条） 使用者が特別の設備又は装飾をしようとするときは，あらかじめ市長の承認を受けなければならない。 ２　前項の規定により特別の設備又は装飾をしたときは，使用後は速やかにこれを撤去して原状に回復しなければならない。第６条第１項の規定により使用承認を取り消されたときも同様とする。 ３　使用者が前項の義務を履行しないときは，市長が執行し，その費用を使用者から徴収する。 （同条例施行規則第６条第１項） 条例第１０条第１項の規定により特別の設備又は装飾をしようとする者は，設備等設置承認申込書を市長に提出しなければならない。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9 年 10 月 1 日設定（平成 29 年 3 月 28 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間	総日数 14 日　（注：休日は含まない）
	内訳	経由期間　　日　（　　事務所） 処分期間　　日　（　　部　　課）
	設定等年月日	平成 27 年 4 月 1 日設定（平成 27 年 4 月 1 日最終変更）
備考		

様式Ｂ－１

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		使用料の減免
根拠法令及び条項		豊中市体育施設条例施行規則　第１０条
所管部課（室）係名		都市活力部　スポーツ振興課
審査基準	関係条項	（使用料）豊中市体育施設条例　第７条第４項
	基　準	（同条例施行規則第１０条） 豊中市体育施設条例第７条第４項の規定による使用料の減免は，次に定めるとおりとする。 （１）　公共団体の主催又は共催する事業に使用するとき　免除 （２）　市長が指定する団体の主催する事業に使用するとき　免除 （３）　公共団体の後援する事業に使用するとき　使用料の５割減額 （４）　その他市長が特別の理由があると認めるとき　免除又はその都度市長の定める割合の減額 第２号の規定にある市長が指定する団体とは以下のとおりとする 豊中市体育連盟（加盟団体を除く） 豊中市スポーツ推進委員協議会 豊中市スポーツ少年団（加盟団体を除く） 第３号の規定にある「公共団体の後援する事業に使用するとき」の後援とは，参加者における市内在住・在勤者の割合が７割以上の事業，もしくは，本市におけるスポーツの推進に寄与する事業に対する後援のことをいう。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9 年 10 月 1 日設定（令和 3 年 3 月 30 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間	総日数　14 日　（注：休日は含まない）
	内訳	経由期間　　日　（　　事務所） 処分期間　　日　（　　部　　課）
	設定等年月日	平成 27 年 4 月 1 日設定（平成 27 年 4 月 1 日最終変更）
備考		

様式Ｂ－１

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名		利用料金の減免
根拠法令及び条項		豊中市体育施設条例　第１７条 豊中市体育施設条例施行規則　第１８条
所管部課（室）係名		都市活力部　スポーツ振興課
審査基準	関係条項	
	基準	（同条例第１７条） 指定管理者は，市長が定める基準に従い，利用料金を減免することができる。 （同条例施行規則第１８条） 豊中市体育施設条例第１７条の規定による利用料金の減免は，次に定めるところによる。 （１）　公共団体の主催又は共催する事業に使用するとき　免除 （２）　市長が指定する団体の主催する事業に使用するとき　免除 （３）　公共団体の後援する事業に使用するとき　利用料金の５割減額 （４）　３０人以上の団体により温水プールを使用するとき　利用料金の２割減額 第２号の規定にある市長が指定する団体とは以下のとおりとする 豊中市体育連盟（加盟団体を除く） 豊中市スポーツ推進委員協議会 豊中市スポーツ少年団（加盟団体を除く） 第３号の規定にある「公共団体の後援する事業に使用するとき」の後援とは，参加者における市内在住・在勤者の割合が７割以上の事業，もしくは，本市におけるスポーツの推進に寄与する事業に対する後援のことをいう。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9 年 10 月 1 日設定（令和 3 年 3 月 30 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間	総日数 14 日　　（注：休日は含まない）
	内訳	経由期間　　日　（　　事務所） 処分期間　　日　（　　部　　課）
	設定等年月日	平成 27 年 4 月 1 日設定（平成 27 年 4 月 1 日最終変更）

備考	

様式Ｂ－１

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		使用料の返還
根拠法令及び条項		豊中市体育施設条例　第８条 豊中市体育施設条例施行規則　第１１条
所管部課（室）係名		都市活力部　スポーツ振興課
審査基準	関係条項	（使用承認の申込み）同条例施行規則　第３条第２項
	基　準	（同条例８条） 既納の使用料は，返還しない。ただし，市長が特に必要と認めるときはその全部又は一部を返還することがある。 （同条例施行規則第１１条） 豊中市体育施設条例第８条ただし書の規定による使用料の返還は，次に定めるところによる。 （１）　使用者の責めによらない事由によって使用することができないとき　既納の使用料の全額 （２）　使用日の５日前までに第３条第２項第２号に規定する施設の使用承認の取消しを申し出て市長が相当の事由があると認めたとき　既納の使用料の全額 （３）　使用日の３０日前までに第３条第２項第２号に規定する施設以外の施設の使用承認の取消しを申し出て市長が相当の事由があると認めたとき　既納の使用料の５割の額
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9 年 10 月 1 日設定（令和 3 年 3 月 30 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間	総日数 21 日　（注：休日は含まない）
	内訳	経由期間　　日　（　　事務所） 処分期間　　日　（　　部　　課）
	設定等年月日	平成 27 年 4 月 1 日設定（平成 27 年 4 月 1 日最終変更）
備考		